愛媛労働局

Press Release

愛 媛 労 働 局 発 表
平成 27 年８月７日

[照会先]
【担当】
愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長　　荒瀬　雅夫
主任衛生専門官　　大西　健一
電話 089－935－5204（内線 470）

報道関係者　各位

県内事業場で熱中症の疑いで労働者２名が死亡

ー　熱中症予防対策の徹底について関係団体に要請　ー

- 今年の夏は愛媛県内でも猛暑となっており、平成 25 年以来２年ぶりに職場での熱中症の疑いのある死亡災害により２人の方が亡くなっています。
- 愛媛労働局では、本年５月に熱中症が多発している建設業及び建設現場に付随して行う警備業並びに製造業の関係団体に対して、重点的に熱中症予防対策を推進するよう要請していたところですが、再度、８月６日付けで熱中症予防対策の徹底について関係団体（73 団体）に対して要請しました。（別添）

なお、本要請に先だって、８月４日付けで厚生労働省から、全国の関係団体に対して「今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について」（参考）の要請がなされています。

気象庁発表の四国地方の「向こう１か月の天候の見通し」（本年８月８日から９月７日まで）によれば、向こう１か月の気温は高い見込みとなっています。

また、総務省消防庁発表の愛媛県における７月 27 日から８月２日までの熱中症による救急搬送の状況は、133 人で昨年同期と比べ 2.3 倍となっています。

このため、今後も各事業場においては熱中症予防対策の徹底が望まれます。

厚生労働省では、職場での熱中症の予防について、

- ＷＢＧＴ値（湿球黒球温度）を測定することなどにより、職場の暑熱の状況を把握し、作業環境や作業、健康の管理を行う
- 熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を計画的に設定する
- 自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分を摂取する
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある、糖尿病などの疾患がある労働者への健康管理を行うなどの具体的な対策を定めています。

◎熱中症の疑いの死亡災害（愛媛県内）

平成 27 年 8 月 5 日現在

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	7	木材木製品製造業	40 歳代	自動送材式帯のこ盤による木材加工作業を行っていたところ、正午過ぎに疲れた様子で座りこんだ。病院に搬送されたが、３日後に死亡。
2	8	電気業	50 歳代	山頂に設けられた通信設備の確認業務を行うため、事務所を午前中に出発したが、午後になっても帰社しないため、捜索していたところ山道で倒れている被災者を発見した。

別添：愛媛局における関係団体への要請

参考：本省における関係団体への要請

：表１～３「全国の熱中症による死亡災害の状況」（７月末まで）